平成２９年（フ）第８９８号
仙台市宮城野区東仙台７丁目14番14号　ベルグラン宮城野Ⅱ―103
破産者　横山宗一郎
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３０号
埼玉県上尾市大字地頭方618番地８
破産者　舩谷　一郎
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５１号
さいたま市浦和区常盤８丁目８番12号　スズランハウス201号室、破産手続開始時の住所さいたま市緑区太田窪３丁目14番20号
破産者　苅込　貴広
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３９号
埼玉県川口市東川口２丁目21番10号　リ・ヴラン東川口Ⅱ　303
破産者　池田　裕美
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
福岡県飯塚市片島３丁目７番20号　リーベスト75　202号
破産者　ＢＡＯＢＡＢこと　北冨優紀子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１９３０号
札幌市東区北32条東17丁目２番15号　パレーシャルさつき102号
破産者　田村　知美（旧姓藤村）
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８５号
札幌市白石区北郷４条２丁目11番８号　コーポ北郷102号
破産者　水口　　靖
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１５号
長野県茅野市ちの257番地６　レオパレスリブレ２　205号、開始決定時の住所札幌市西区西野９条８丁目３番10号
破産者　菅原　　勲
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４３号
札幌市豊平区豊平６条10丁目４番14―402号
破産者　早川　　実
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６１号
札幌市清田区真栄２条２丁目16番10号
破産者　岩崎　敦志
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０号
岩手県二戸郡一戸町西法寺字稲荷43番地　夏井荘７号、前住所岩手県久慈市二十八日町１丁目28番地
破産者　三角　忠文
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第６８号
福島県いわき市久之浜町久之浜字猫作14番地の６　ルミエール久之浜101
破産者　吉田　敏之
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第８４号
福島県いわき市小名浜大原字堀米77番地の３　ｃｌｏｖｅｒ・ｔｅａ―ＫＨ101
破産者　石井　康徳
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１７０８号
埼玉県戸田市大字新曽2316番地の３　シャトレー戸田207号室、旧住所埼玉県戸田市大字新曽1531番地　プラザビュースター308号室
破産者　中田　　旭
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４９号
新潟県佐渡市市野沢141―３　ヒルサイドＥ号棟　Ｅ―１号室、住民票上の住所新潟県佐渡市金丸118番地
破産者　安達　光浩
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８号
横浜市磯子区磯子３丁目１番41―302号
破産者　森田　浩子
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８２号
神奈川県横須賀市林２丁目２番15号
破産者　立石　辰寿
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９９５号
大阪府堺市西区浜寺諏訪森町東１丁82番地
破産者　角田　陽一
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部